

行政処分に対してのお詫び

地域の皆様、お取引先各位の皆様にご心配とご迷惑をおかけした事を深く反省しお詫び申し上げます。

弊社はバス事業に新規参入、平成25年6月4日から4年、今年から5年目に入ります。微力ではありますが地域の皆様に愛される会社経営を致してまいりましたが、平成29年1月25日の監査で下記の内容を指摘され行政処分に至りました。

○運賃が安いこと、3件ありました。

○書類不備3件（運送引き受け書）

○別書類不備3件（運送指示書）

○1名が健康診断を受けていないこと

○3か月点検を受けていなかった車輛があること

簡略してわかりやすく書かせて頂きました。詳しくは別添のPDFを

・1 行政処分 ・2 是正改善報告書 ・3 弁明嘆願改善報告をご覧ください。

この度の監査の全容を添付して報告させていただきます。

軽井沢スキーバス事故などバス事故がとりざされている昨今、社員一丸気を引き締めて、この行政処分を踏まえたいうでのバス事業の運営をやっていく所存でございます。今後とも「尾張信長観光バス」を宜しくお願い致します。

ゼットスタッフ株式会社 代表取締役 中村秀治

貸切バス事業者のみなさまへ



行政処分等の基準が 厳しくなります

平成28年12月1日から施行

主な改正内容

監査関係

1. 運行中の車両について、街頭監査で違反があり、その場で是正できない場合、「輸送の安全確保命令」が発動され、是正するまでの間、違反した車両が使用できなくなります。また、指摘された違反をもとに、30日以内に事業者に対する監査を行い、法令違反の有無を確認します。
2. 以下の緊急を要する重大な法令違反が確認された場合は、「輸送の安全確保命令」が発動され、是正できるまでの間、違反事項と関係する全ての車両が使用できなくなります。この場合、事業停止の処分を受けることとなり、それでもなお、是正されない場合は、許可取消となります。
 - ① 運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
 - ② 整備管理者が全く不在(選任なし)の場合であって、定期点検整備を全く実施していない場合
 - ③ 全ての運転者が健康診断を受診していない場合
 - ④ 運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合
3. 監査で「2.」以外の違反が確認された場合は、30日以内に是正状況を確認する監査を実施します。
4. 監査(1回目)において指摘した違反(軽重にかかわらず)が、確認監査(2回目)で一部でも改善が確認できない場合、「輸送の安全確保命令」が発動され、命令後に改善が確認(30日以内)できた場合は、3日間の事業停止、確認できない場合は、許可取消となります。

主な改正内容の続き

行政処分関係

1. 使用を停止させる車両数の割合が、**保有車両数の8割**になります。
(例)保有車両数 5両、処分100日車の場合 ⇒ 4両を25日間停止
2. 輸送の安全に係る違反の**処分量定を引き上げ**ます。
(主なもの)
 - ① 運賃料金届出違反 (現行)20日車 ⇒ (改正)**60日車**
 - ② 健康診断の未受診
【未受診者数】(現行)半数以上 10日車 ⇒ (改正)3名以上 **40日車**
 - ③ 適性診断の未受診
【受診なし2名以上】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
 - ④ 運転者への特別な指導・監督違反(運転者への教育関係)
【大部分不適切】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
 - ⑤ 各種記録類の改ざん・不実記載 (現行)30日車 ⇒ (改正)**60日車**
 - ⑥ 輸送の安全確保命令等各種の命令違反
(現行)60日車 ⇒ (改正)**許可取消**

等

運行管理者に対する行政処分関係

1. 繰り返し法令違反を是正しない事業者が**許可取消**となった場合、**勤務する運行管理者全員**に対し、**資格者証の返納**が命ぜられます。
2. 重大事故等を引き起こし監査を実施した結果、運行の安全確保に関わる量定が120日車以上となった場合、統括運行管理者だけでなく、違反に関わった**運行管理者全員の資格者証の返納**が命ぜられます。
3. 運行管理者が**飲酒運転又は薬物運転**した場合、**自家用車の運転**でも**資格者証の返納**が命ぜられます。

改正に関する詳細については、下記までお問い合わせください。

中部運輸局 自動車監査官	TEL 052-952-8038
愛知運輸支局 監査担当	TEL 052-351-5313
静岡運輸支局 輸送・監査担当	TEL 054-261-1191
岐阜運輸支局 輸送・監査担当	TEL 058-279-3714
三重運輸支局 輸送・監査担当	TEL 059-234-8411
福井運輸支局 輸送・監査担当	TEL 0776-34-1602

平成 29 年 1 月

貸切バスをご利用される皆様へ

中部運輸局愛知運輸支局

貸切バスを安心・安全に利用するために
(ご協力をお願い)

平素から私ども国土交通行政に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、国土交通省においては平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け貸切バス事業者の安全確保について様々な対策を講じております。

また国土交通省では平成 28 年 12 月 1 日に「道路運送法」改正をし、安全運行のための遵守事項の強化と徹底を図り、法令違反をしたバス事業者に対し、早期是正や不適格者の排除等、厳格な対応を行うこととしています。

輸送は安全の確保が最大の使命であり、何よりも優先されるべきもので、法令遵守及び事故の防止ということは第一に貸切バス事業者の自覚が必要ではありますが、一方で運送依頼者や利用者のご理解とご協力が不可欠であります。

貸切バスの運送依頼にあたっては輸送の安心・安全の確保のため特に下記の点について留意いただきますよう、皆さま方のご協力をお願いいたします。

記

1. 貸切バス事業者にはそれぞれ運行できる地域の範囲(営業区域)があります。
発地及び着地のいずれもが営業区域外に在する旅客の運送は自動車運転者の過労運転につながり依頼することはできません。
2. 安全に対する適正なコストを確保できるよう、定められた運賃の範囲を下回らないように運送契約を締結することが必要です。
3. 事前に運行の経路や運賃の額及び計算方法を明らかにするため、契約した内容を記載された運送引受書を受領して下さい。
また経路等の変更については予め通知し、貸切バス事業者の運行に支障が無い場合に変更後の運賃による運送引受書を受領して下さい。

※参考

当支局管内において、平成 28 年 11 月 30 日に道路運送法違反により貸切バス事業者に対し、40 日車もの事業用自動車の使用停止処分が行われるという事例も生じています。

違反事実及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び法令違反に対する行政処分等の公表基準について」に基づく処分日車数の算出

(平成29年1月25日に行った監査時における尾張信長観光バスに係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	運賃・料金の収受が不適切であった。 (道路運送法第9条の2第1項)	60日車	運賃料金変更 事前届出違反
2	運送引受書を交付していなかった。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	60日車	運送引受書の 交付義務違反
3	運行指示書を作成していなかった。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)	30日車	運行指示書の 作成、指示又は 携行の義務 違反
4	乗務員台帳を作成、備付けしていなかった。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	10日車	一部作成なし
5	事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施 していなかった。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号)	5日車 ×1両	未実施2回
6	事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施 していなかった。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号)	10日車 ×1両	未実施3回以 上

処分日車数

175日車

備考

・「処分日車数」については、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び法令違反に対する行政処分等の公表基準について」(平成28年11月30日付中運局公示第82号)記Iに定めるところにより算出したものである。



中運自監第 124 号

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

ゼットスタッフ 株式会社
代表取締役 中村 秀治 殿

貴社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業について、下記1のとおり道路運送法に違反する事実があった。よって、同法第40条の規定に基づき、下記2のとおり、輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、この処分に伴い、同法第41条第1項の規定に基づき、当該事業用自動車の自動車検査証を愛知運輸支局長に返納するとともに、自動車登録番号標及び封印を取り外し、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

記

1. 違反事実（尾張信長観光バスに係る違反）
別紙のとおり
2. 停止する輸送施設（事業用自動車10両）及び停止期間

違反事実の処分日車数をもとに「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成28年11月30日付け中運局公示第82号）記Iに定めるところにより決定されたものである。

自動車登録番号	停止期間
尾張小牧 230 あ 104 尾張小牧 230 い 69 尾張小牧 230 あ 810 尾張小牧 200 か 1294 尾張小牧 200 か 1286 (5両)	平成 29 年 6 月 20 日から 平成 29 年 7 月 6 日までの17日間
尾張小牧 200 け 8888 尾張小牧 200 あ 163 尾張小牧 200 あ 165 尾張小牧 200 あ 173 尾張小牧 200 あ 181 (5両)	平成 29 年 6 月 20 日から 平成 29 年 7 月 7 日までの18日間

平成 29 年 6 月 16 日

中部運輸局長 鈴木 昭久



この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

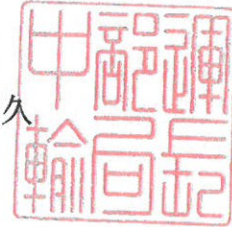
また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。（処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



中運自監第 124 号の2
平成 29年 6 月 16日

ゼットスタッフ 株式会社
代表取締役 中村 秀治 殿

中部運輸局長 鈴木 昭久



警 告 書

貴社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業の運営実態を監査したところ、別紙のとおり、道路運送法の規定に違反する事実が認められた。
このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないことになるため、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

記

違反事実（尾張信長観光バスに係る違反）及び適用条項

1. 乗務員の健康状態の把握をしていなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）

2. 事業用自動車について、定期点検整備（3ヶ月点検）を実施していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号）

貸切バス事業者に対する監査の実効性向上について ～悪質事業者等への継続監視の重点化を一層進めます～

国土交通省では、貸切バス事業者への監査方針に関する通達改正を行います。国の監査は、過去に重大な事故を引き起こした事業者や、重大な事故に結びつく法令違反が疑われる事業者に重点を置くこととし、当該事業者に対し、毎年度1回以上の監査を実施します。

なお、それ以外の貸切バス事業者については、今年度に各ブロック毎に指定される一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う巡回指導において法令遵守の状況を確認することとし、国と適正化機関が、車の両輪となって万全のチェック体制を講じます。

平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえ、貸切バス事業者に対する国の監査対象を継続的な監視が必要な事業者に重点化するため、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について（自動車局長通達）」を改正します。

※安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（抜粋）

（3）監査等の実効性の向上

項目	講すべき事項	実施の目的
1. 国の監査・審査業務の見直し		
① 監査対象の重点化	重大事故を引き起こした事業者、法令違反が疑われるとして継続的に監視が必要な事業者等に対し、重点的に監査を実施する。	平成28年秋以降

（具体的な改正内容）

- 過去に重大な事故を引き起こしたことや、重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により継続的な監視が必要な事業者を把握し、国の監査対象事業者として位置付けます。
- 継続的な監視が必要な事業者については、毎年度1回以上の監査を実施します。

【問い合わせ先】 自動車局安全政策課 勝亦、黒崎

代表：03-5253-8111 内線 41632, 41633 直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

中部運輸局愛知陸運支局長 殿

事業場名 ゼットスタッフ株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 中村秀治
 事業場所在地 小牧市大字小牧原新田18-1
 許可番号 中運自旅 第 96号



是 正 (改善) 報 告 書

平成29年1月25日 中部運輸局愛知陸運支局 豊田克文 運輸企画専門官 吉住 玲 運輸企画専門官監査担当 福島 瑠依斗 監査担当 の「自動車運送事業に係る立ち入り監査の実地」により指摘された違反事項又は指導事項を真摯に受け止め下記の通り是正しましたので報告します。

○違反事項又は指導事項

違反・指導事項	是正内容 (改善内容及び改善計画)	是正年月日
6 運送行為関係等 (4) 運賃・料金の収受が不適切である。	○レストランあこの運賃収受について 是正: レストランあこの様と協議の上、今後はレストランあこの様のバスを業務委託又は、自社派遣部門での運転手派遣31日以上で送迎を請け負う事とする事と、正規運賃計算(下限運賃を割る事無く)での自社営業車を貸し切る事を約束頂きました。 レストランあこの 小牧市小針1-115 太田様	H29.1.25
	○ホテルグランティア小牧の運賃収受について 是正: ホテルルートイン小牧様との協議の上、今後は正規運賃計算(下限運賃を割る事無く)での自社営業車を貸し切る事を約束頂きました。 ホテルグランティア小牧 小牧市新小木2-33 小西様	H29.1.31
	○日中文化国際旅行株式会社 (愛知県第3種1340)の運賃収受について 是正: 日中文化国際旅行株式会社様との協議の上、今後は正規運賃計算(下限運賃を割る事無く)でのインテリジェントツアーを自社営業車を貸し切る事、手数料などの見直しを約束頂きました。 日中文化国際旅行株式会社 名古屋市東区東大曾根町3-21 魏ビル1F 魏様	H29.1.31
7 労務関係 (5) 乗務員台帳を作成、備え付けしていない。	○乗務台帳の備え付け1名不足について 是正: 雇い入れ前に、任意の自動車学校で行って、帽子にカメラを付けた安全運転診断「オブジェ」を受けさせました。(添付1a)(添付1b) 現在雇用の全員と受けさせた事もあり、勘違いもあり、忘れていました。佐藤忠明 1名を3か月前に年次契約(添付2)で雇い入れしましたが、免許証のコピーだけで、台帳作り(添付3)・健康診断(添付4)・初任適齢診断(予約済み)(添付5)忘れていました。即日台帳を作り、健康診断を受けさせ、初任適齢診	H29.1.25 (添付1a) (添付1b) (添付2) (添付3) (添付4) (添付5)

<p>14 過労防止関係 (4) 乗務員の健康状態を把握していない。</p>	<p>断を予約し受診しました。</p> <p>○乗務員の健康状態を把握していない。(健康診断未実施) 是正:1月25日、夕方即日、健康診断(運転者向け)を受診させました。前項(添付4)に同じ</p>	<p>H29.2.3 H29.1.25 (添付4)同じ</p>
<p>15乗務員の指導監督等 (12)運行指示書を作成していない。</p>	<p>○運行指示書を作成していない。について。 是正:監査後1月の分についても精査しましたが、運行指示書は全運行に対して作成しています。一部(添付6a) 1、1月25日以降の運行指示書を持参</p>	<p>H29.1.29 (添付6a)</p>
<p>(14)運行引受書を交付していない。</p>	<p>○運行引受書を交付していない。について。 是正:監査後1月の分についても精査しましたが、運行引受書は全運行に対して作成しています。一部(添付6b) 2、1月25日以降の運送引受書を持参 3、1月25日以降の運行記録を持参 4、1月25日以降の点呼簿を持参</p>	<p>H29.1.29 (添付6b)</p>
<p>16車両管理体制 (11)事業用自動車の定期点検整備を確実に実施していない。</p>	<p>○事業用自動車の定期点検整備を確実に実施していない。 是正:全車車輛の点検を1月26日より1日1台3か月点検、車検を確実にやり、今後は3か月点検を予定だけではなく確実にやり、車輛ごとに管理台帳を点検の度に綴っていく事とします。 5、車輛ごとの管理台帳を持参(12冊)</p> <p>○点検整備計画年間予定表(添付7と記録簿コピー9枚) 6、点検整備計画年間予定表を持参</p>	<p>H29.1.26 (添付7)</p>
	<p>①尾張小牧200 あ 163 (3月)伊藤自動車 実施 ②尾張小牧200 あ 165 (3月)伊藤自動車 実施 ③尾張小牧200 あ 173 (3月)東海ふそう小牧 実施 ④尾張小牧200 か 1320 (3月)伊藤自動車 実施 ⑤尾張小牧200 か 1385 (3月)伊藤自動車 実施 ⑥尾張小牧230 い ・69 (車検)東海ふそう小牧 実施 ⑦尾張小牧200 か 1286 (3月)伊藤自動車 実施 ⑧尾張小牧200 か 1354 (3月)伊藤自動車 実施 ⑨尾張小牧200 か 8888 (3月)伊藤自動車 実施 ⑩尾張小牧200 か 1294 (車検)伊藤自動車 実施 ⑪尾張小牧200 あ ・181 (3月)伊藤自動車 実施</p>	<p>H29.1.26 H29.1.27 H29.1.27 H29.1.30 H29.1.31 H29.2.1~3 H29.2.1 H29.2.2 H29.2.2 H29.2.3~9 H29.2.9</p>
	<p>⑫尾張小牧230 あ ・810 (車検)いすず東海北陸実施 ○車検車輛 ⑥尾張小牧230 い ・69と⑩尾張小牧200 か 1294の2台は現在、東海ふそう小牧・伊藤自動車よりの適合書。 ○早期に2台減車の予定しています。 是正:今後は、点検整備計画年間予定表に基づき、確実に3月点検の実施を行います。</p>	<p>済 H29.1.19</p>

今後の経営指針
(統括・猛省・目標)

○弊社は、平成25年6月4日、異業種からの新規参入組として一般貸切バス事業に参入しました、参入直後に愛知県バス協会に入会し十分な指導を受けながらもこれだけの不備がありました事を重く真摯に受け止めております。昨年は任意の自動車学校の安全運転教育を受け、(添付8)そして、今年は友人の医師の紹介で無呼吸症候群の検査をする予定です。バス事業は4年目でまだ、生みの苦しみの段階です、かと言って安い運賃で無理な運行などは致しておりません、派遣部門で補っている状態です。また、2月9日に名古屋市教育委員会より29年度4月から養護学校スクールバス3台を業務委託する事となり、1つの柱が出来ました。基本的な事項が出来ていなかった事を、重く反省致しております。点呼場には、バス事故の新聞の切り抜きを毎日見せて点呼しています。バスの重大事故がとりざされている昨今、あるまじき経営と猛省致しております。今回、監査をして頂き誠に有難う御座いました。今後は指摘案件以外にも一切の不備の無い経営を目指す所存で御座います。

(添付8)

報告書作成者
職氏名

代表取締役社長
中村 秀治

報告書作成者
連絡先電話番号

0568-74-5025

是正指示書

ゼットスタッフ株式会社 殿

貴社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業について、1月25日に実施した監査において、別紙「確認書」のとおり道路運送法等に違反する行為が認められたので、法令の定めるところに従い、直ちに法令違反の是正措置を講じられたい。

また、当該違反事実に対する具体的な是正措置について、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、平成29年2月24日までに指摘事項確認監査を実施するので、改善報告書及び関係帳票類を持参し、愛知運輸支局に来局のうえ報告されたい。

なお、期日に報告がなされなかった場合、道路運送法第98条第18号の規定による罰則及び行政処分の対象となることがあることを付言する。

平成29年1月25日

愛知運輸支局

(日本工業規格A列4番)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この指示に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この指示を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての経路を経ずに、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表とする者は法務大臣になります。(処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

確認書

平成29年 / 月25日

中部運輸局長 殿

住 所
事業者名称
代表者 印

平成29年 / 月25日、当社経営に係る一般貸切旅客自動車運送事業について監査を受けましたところ、指摘のとおり下記の事実（○印）があったことに相違ありません。

記

1. 一般業務関係

- (1) 氏名又は名称、住所の変更について届出していない。
- (2) 主たる事務所の位置の変更について届出していない。
- (3) 役員の変更について届出していない。
- (4) 苦情処理が不適切である。
- (5) 遺失物処理が不適切である。

2. 営業所関係

- (1) 営業所の位置の変更（営業区域外変更・営業区域内変更）について認可を受けて（届出して）いない。 … 詳細は別紙（1）記載
- (2) 営業所の掲示事項が不備である。（不備事項：)

3. 自動車車庫関係

- (1) 自動車車庫の位置、収容能力の変更について認可を受けていない。
… 詳細は別紙（1）記載
- (2) 自動車車庫の収容能力が届出車両数に対し不足している。
(m / 両)

4. 休憩、睡眠、仮眠施設

- (1) 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設を確保していない。
- (2) 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設を適切に整備、管理していない。
- (3) 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設の変更について届出していない。

5. 事業用自動車関係

- (1) 営業所配置車両数等の変更について届出していない。
… 確認書別紙（1）記載のとおり
- (2) 車外表示・車内掲示が不適切である。（不適事項：)

- (3) 応急用具等の備付けが不適切である。
- (4) 非常用信号用具の備付けが不適切である。
- (5) 車両の清潔保持が不適切である。
- (6) 国土交通省告示による損害賠償責任保険（共済）締結が不適合である。

6. 運送行為関係等

- (1) 発着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っている。
… 詳細は別紙（3）記載
- (2) 許可に付された条件、期間外の旅客運送を行っている。… 詳細は別紙（2）記載
- (3) 名義貸し、事業の貸渡しを行っている。
- ④ 運賃・料金の収受が不適切である。

7. 労務関係

- (1) 事業計画の遂行に十分な数の運転者を常時選任していない。……
- (2) 日雇い運転者を 名選任している。
- (3) 出勤簿、賃金台帳の備付けがない。
- (4) 法定割増賃金（時間外、深夜、休日勤務）が支払われていない。
- ⑤ 乗務員台帳を作成、備付けしていない。
- (6) 乗務員台帳の記載事項等の不備がある。
- (7) 乗務員台帳を確実に保存していない。
- (8) 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度より低い賃金が支払われている。

8. 報告関係

- (1) 事業報告書、輸送実績報告書を提出していない。（ 年 度～ 年度未提出）
- (2) 自動車事故報告規則に該当する事故を報告していない。
- (3) 事故の記録について、記録なし、記録事項の不備がある。
- (4) 事故の記録を確実に保存していない。
- (5) 輸送の安全にかかわる情報を適切に公表していない。

9. 運行管理体制の状況

- (1) 必要な数の運行管理者を選任していない。
- (2) 運行管理者が他の営業所の運行管理者又は補助者として兼任している。
- (3) 運行管理者（補助者）選任（解任）の届出をしていない。
- (4) 運行管理者（補助者）の届出に虚偽の届出がある。
- (5) 運行管理規程が未制定である。
- (6) 運行管理規程に不適切項目がある。
- (7) 運行管理者に対する権限を付与していない。
- (8) 運行管理者の助言を遵守していない。
- (9) 運行管理者に対する指導・監督が不適切である。
- (10) 運行管理者の講習を受講していない。
- (11) 運行管理者の補助者の資格がないものを補助者として選任している。
- (12) 運行に関する状況の把握のための体制の整備が不適切である。

- (13) 異常気象時における指示・措置が不適切である。
- (14) 運行中の乗務員の体調悪化時における指示・措置が不適切である。

10. 点呼の実施

- (1) 点呼を確実に実施していない。
- (2) 点呼の記録を確実に記録していない。
- (3) 点呼の記録に改ざん、不実記載がある。
- (4) 点呼の記録を確実に保存していない。

11. アルコール検知器

- (1) アルコール検知器を備えていない。
- (2) アルコール検知器を常時有効に保持していない。

12. 乗務記録

- (1) 乗務等の記録を確実に記録していない。
- (2) 乗務等の記録に不備がある。
- (3) 乗務等の記録に改ざん、不実記載がある。
- (4) 乗務記録を確実に保存していない。

13. 運行記録計

- (1) 運行記録計による記録を確実にしていない。
- (2) 運行記録計による記録に改ざん、不実記載がある。
- (3) 運行記録計による記録を確実に保存していない。

14. 過労防止関係

- (1) 乗務員が事業用自動車の運行の安全確保のために遵守すべき事項及びサービスについて規律が定められていない、若しくは内容が不備である。
- (2) 勤務時間及び乗務時間を定めていない。
- (3) 国土交通大臣告示で定める基準を遵守していない。
- ④ 乗務員の健康状態の把握をしていない。(健康診断未実施)

15. 乗務員の指導監督等

- (1) 運行の安全確保のための法令や事故防止等、運転者に対する指導・監督が不適切である。
- (2) 運転者に対する指導・監督の記録を確実にしていない。
- (3) 運転者に対する指導・監督の記録に改ざん、不実記載がある。
- (4) 運転者に対する指導・監督の記録を保存していない。
- (5) 飲酒運転防止に係る指導・監督が不適切である。
- (6) 酒酔い・酒気帯びの状態に乗務させていた。(下命容認)
- (7) 疾病・疲労()の運転者を乗務させていた。(下命容認)
- (8) 特定の運転者に対する特別な指導が不適切である。
- (9) 特定の運転者に対する運転適性診断を受けていない。
- (10) 非常信号用具、消火器等の取扱の指導が不適切である。

- (11) 経路の調査をしていない。
- (12) 運行指示書を 作成・記載（内容が不備）・指示・携行）していない。
- (13) 運行指示書を確実に保存していない。
- (14) 運送引受書を交付していない。
- (15) 運送引受書の記載事項等に不備がある。
- (16) 運送引受書を確実に保存していない。
- (17) 申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類を確実に保存していない。

16. 車両管理体制

- (1) 整備不良、不正改造車両、NOx・PM法不適合車両を運行している。
- (2) 事業用自動車の日常点検を確実に実施していない。
- (3) 資格のないものを整備管理者として選任している。
- (4) 整備管理者を選任していない。
- (5) 整備管理者に対する権限を付与していない。
- (6) 整備管理者選任（解任）の届出をしていない。
- (7) 整備管理者の届出に虚偽の届出がある。
- (8) 整備管理者の解任命令に違反した。
- (9) 無車検運行を行った。
- (10) 自動車検査証を備え付けずに運行を行った。
- (11) 事業用自動車の定期点検整備を確実に実施していない。
- (12) 点検整備記録簿に未記載・記載不適切がある。
- (13) 定期点検整備実施結果の記録に改ざん、不実記載がある。
- (14) 定期点検整備実施結果の記録を確実に保存していない。
- (15) 整備管理者の研修を受講していない。
- (16) 点検施設（車庫、点検工具等）が基準に適合していない。

17. その他

平成29年4月5日

中部運輸局長 殿

〒485-0826
愛知県小牧市大字東田中2154番地1
住所 名 称 **ゼットスタッフ株式会社**
代表者名 代表取締役 中村 秀



弁 明 書

中運自監第440号 平成29年3月30日付けの予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 道路運送法第40条に基づき事業用自動車使用停止処分にかかる弁明書

不利益処分を全面是認致します。

この処分を重く、真摯に受け止め猛省、今後は、改善し、是正し、法令を順守した会社運営に努める事を誓約致します。

一部弁明の補足

- 1 運賃・料金の収受が不適切であった。
- 2 運送引き受け書を交付していなかった。
- 3 運行指示書を作成していなかった。

1 から 3 について

*決して運賃を安くして他社との競争により多く仕事を受ける様な意味合いでは御座いません。むしろ年に何回もない3社の仕事であり、内容としては地元小牧市の事業者で市内のホテル・市内のレストランの忘年会・新年会の送迎で事業者のバスが足りない時に応援しました。(1時間で終わる事もあれば、6時間かかる時もあり、早く終わっても遅く終わっても一律の料金で受けていたことは不適切であったと思います)

そして、某大学教授の旅行会社で中部産業連盟の仕事で、会社の研修(トヨタ自動車・アイシン精機等)・中産連ビルにて勉強会などの運送です。(割引料率・手数料票を付けていなかった為不適切であったと思います。)

4 乗務員運転台帳を作成、備え付けしていなかった。

5 事業用自動車について、定期点検整備（3か月点検）を実施していなかった。未実施2回。

6 事業用自動車について、定期点検整備（3か月点検）を実施していなかった。未実施3回。

4から6について

* 1名の乗務員台帳が無く、点検整備計画書通りに定期点検整備（3か月点検）が行われていなかった事を即刻、改善、是正致しました。

平成29年4月5日

中部運輸局長 殿

住 所 〒485-0826 愛知県小牧市大字東田中2154番地1
名 称 **ゼットスタッフ株式会社**
代表者名 代表取締役 中村 秀



嘆 願 書

中運自監第440号 平成29年3月30日付けの予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 道路運送法第40条に基づき事業用自動車使用停止処分にかかる嘆願書

不利益処分、この処分を重く、真摯に受け止め猛省、法令を順守し、日々改善、是正致しております。ここに私共の誠には勝手ではありますが以下の事を嘆願させて頂きたくお願い申し上げます。。

私共の誠には勝手なお願いと、重々承知の上で何卒よろしくご考慮のほどをお願い申し上げます。

弊社は、地域に根差し、小牧市の地域の皆様に愛されるバス会社を目指して、ネット・広告・地方紙・電柱看板31本など、旅行会社に頼らない経営方針で日々頑張っております。

平成29年4月7日より、名古屋市立西養護学校の登下校の送迎を名古屋市より大型3台を委託されました。少しずつ前進して、また1つの柱が出来たと思っております。出来るものでしたら夏休み中に処分を下して頂けないでしょうか。バスが変わると生徒さんが発狂したり、情緒を欠く行動にでると聞いております。出来るのでしたらバスを変えずに運行させて頂きたいです。

8月4日にナンバーを返納し8月4日と8月5日からの処分にさせていただけないでしょうか。名古屋市立西養護学校様には絶対にご迷惑をかけたく無い為、全車停止でも構いません。覚悟は出来ていますので、猛省の意をくみ取って頂けないでしょうか、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成29年4月5日

中部運輸局長 殿

〒485-0826
愛知県小牧市大字東田中2154番地1
住所 名称 **ゼットスタッフ株式会社**
代表者名 代表取締役 中村 秀

改善報告書

中運自監第440号 平成29年3月30日付けの予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 道路運送法第40条に基づき事業用自動車使用停止処分にかかる改善報告書

不利益処分、この処分を重く、真摯に受け止め猛省、法令を順守し、日々改善、是正致しておりますのでここに報告致します。

補足

平成29年3月16日に外部機関、運輸に精通した行政書士により1日10時間、下記の事柄を監査して頂き現在、改善・是正を致しましたので、ここに報告致します。

- ①苦情の記録
- ②運送引き受け書の写し
- ③損害賠償措置を講じている事を証する書類（保険証券）
- ④点呼記録
- ⑤乗務記録
- ⑥運行記録計による記録
- ⑦事故の記録
- ⑧運行指示書
- ⑨乗務員台帳
- ⑩教育・指導監督の記録・適正診断の実施記録・運転記録
- ⑪点検整備記録

- ⑫労働基準法第36条の協定書・労働契約書
- ⑬労働基準法第89条の就業規則
- ⑭労働者名簿
- ⑮健康診断の結果の記録
- ⑯平成29年度運転者年間教育計画書 別添付
- *デジタコとドライブレコーダー（外・内）導入率75%
- *現在運輸安全マネジメントを会社一丸となって取り組んでいる最中です。

補足

平成29年3月28日に東京で行われた日本バス協会による、中小貸切事業者専門部会に出席し勉強させて頂きました。

議題

- ①軽井沢スキーバス事故後の安全対策について
- ②現状の貸切バスを取り巻く環境について
- ③その他
 - ・平成27年度貸切バスの収支状況
 - ・貸切バス事業者安全評価認定制度の認定状況
 - ・運行管理システムについて
 - ・その他

別添付 出席者名簿など 4枚

平成29年度

点検整備計画年間予定実施表

車番	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
尾張小牧 200 あ 163	予定	○			○				○			○	
	実施												
尾張小牧 200 あ 165	予定	○			○			○					
	実施												
尾張小牧 200 あ 173	予定	○			○								
	実施												
尾張小牧 200 あ 181	予定		○			○						○	
	実施												
尾張小牧 200 か 1294	予定		○			○						○	
	実施												
尾張小牧 200 か 1320	予定			○			○			○			○
	実施												
尾張小牧 200 か 1354	予定				○								
	実施												
尾張小牧 230 あ 810	予定	○			○								
	実施												
尾張小牧 230 い 69	予定							○					
	実施												
尾張小牧 200 か 1385	予定												
	実施												
尾張小牧 200 あ 104	予定												
	実施												
尾張小牧 200 か 1286	予定				○								
	実施												
尾張小牧 200 い 8888	予定				○								
	実施												
	予定												
	実施												

(減) (車)

平成29年度 運転者年間教育計画書

国土交通省 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアルに基き計画

ゼットスタッフ株式会社

実施日	教育内容		
	国土交通省マニュアルより	特別項目	その他
4月	I バスを運転する場合の心構	春の交通安全運動	小・中・高入学 注意 デジタルタコグラフ操作
5月	II バスの運行の安全	生活習慣病について	
6月	III バスの構造上の特性	デジタルタコグラフによる 運転評価点数再確認	デジタルタコグラフ操作
7月	IV 乗車中の乗客の安全		
8月	V 乗客が乗降する時の安全	日新火災無料 自動車事故防止プログラ 大原自動車学校 講習他	学生は夏休み注意 運行管理者試験支援 (ドライバー)
9月	VI 運行路線・経路における	秋の交通安全運動	
10月	VII 危険の予測及び回避		
11月	VIII 運転者の運転適性		
12月	IX 交通事故に関わる運転者の	インフルエンザ予防 雪道・チェーンの付け方 弊社はスキー夜行無屋の	飲酒運転撲滅月間 学生は冬休み注意
1月	X 健康管理の重要性	健康診断(閑散期) 松浦医院 弊社はスキー夜行無屋の	無呼吸症候群他 車輛の整備学習 車輛美化月刊
2月	XI 安全性の向上を図るため	日新火災無料 自動車事故防止プログラ	運行管理者試験支援 (ドライバー)
3月	XII ドライブレコーダーを活用し	デジタルタコグラフ操作	ドライブレコーダー運転 チェック
特別教育	新人運転者教育 高齢運転者教育 事故惹起者運転教育	大原自動車学校有料 セーフティドライブマスタ 講習	
毎週	事故事例(国土交通省) 事故事例(愛知バス協会)		
毎月	交差点注意日(毎月10日)		
随時	ヒヤリハット体験報告 運転指導		
適正診断	一般3年毎 65歳以上2年毎 70歳以上毎年 NASVA		

中小貸切事業者専門部会

1. 日 時 平成29年3月28日(火) 13:30～

2. 会 場 日本バス協会 会議室

3. 議事次第

(1) 開会挨拶 富田貸切委員長
浩安

(2) 議 題

①軽井沢スキーバス事故後の安全対策について

国土交通省

②現状の貸切バスを取り巻く環境について

③その他

- ・平成27年度貸切バスの収支状況
- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定状況
- ・運行管理システムについて
- ・その他

(敬称略)

国土交通省

旅客課	鶴田浩久	旅客課長
旅客課	市川智秀	バス事業活性化調整官
旅客課	浪川健治	バス産業活性化対策室 課長補佐
旅客課	山下太郎	旅客運送適正化推進室 専門官
旅客課	鈴木充生	バス産業活性化対策室 貸切運賃係長
安全政策課	櫻井芽衣	事務官

日本バス協会

副会長・貸切委員長	富田浩安
理事長	梶原景博
常務理事	船戸裕司
常務理事	中嶋邦夫
参与	長尾政美
業務部長	川合登
技術安全部長	山川一昭

中小貸切事業者専門委員会名簿

【敬称略】

ブロック	都道府県	氏名	所属	役職名
北海道	北海道	大竹泰文	ふらのバス	代表取締役社長
	北海道	秋穂智久	根室観光交通	代表取締役
東北	宮城県	木村豊彦	仙南交通	代表取締役
	福島県	三浦清寿	福島県北交通	常務取締役
関東	東京都	青木正勝	ワールド自興	代表取締役社長
	千葉県	佐久間洋行	新日本観光自動車	代表取締役社長
		小川光春	東洋バス	取締役業務部長
北陸信越	新潟県	丸山高明	南越後観光バス	代表取締役社長
	富山県	中秀晃	伏木ポートサービス	代表取締役社長
中部	愛知県	中村秀治	ゼットスタッフ	代表取締役
	岡崎	大多和直彦	秋葉バスサービス	代表取締役社長
近畿	兵庫県	須和憲和	ウエスト神姫	代表取締役社長
	大阪府	渡辺鏡二	日本キャリー観光	専務取締役
中国	鳥取県	川上和人	チロル	代表取締役社長
	岡山県	松田良治	稲荷交通	代表取締役社長
四国	香川県	高嶋真也	三豊中央観光バス	代表取締役社長
	愛媛県	矢野洋志	奥道後温泉観光バス	会長
九州	熊本県	上村富秋	中九州観光	代表取締役社長
	宮崎県	土屋修孝	ツチャ観光バス	代表取締役社長

座長9

中小貸切事業者専門部会

日本バス協会 会議室 29.3.28(火)13:30~

計37名

